

千葉県人事委員会公告第5号

令和2（2020）年度職員採用選考（栄養士等）の実施について
職員の任用に関する規則に基づき、市長及び教育委員会から請求のあつた栄養士等の採用について、選考によるものとし、次のとおり選考の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和2年4月10日

千葉県人事委員会委員長 酒 井 正 利

1 選考区分、採用予定人員、職務内容

| 選考区分 | | 採用予定人員 (人程度) | 職務内容 |
|---------------|-------|-----------------|---|
| 資格免許職 (行政) | 栄養士 | 若干名 | 保育所等で、栄養業務（保育所では調理有）に従事 |
| | 看護師 | 5 | 保育所等で、乳幼児の保育及び健康管理に従事 |
| | 歯科衛生士 | 若干名 | 主として、保健福祉局、各区保健福祉センター、教育委員会等で、歯科衛生の専門的業務に従事 |

※若干名とは、1～3人程度をいう。

2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす人

（1）次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

（2）次のいずれにも該当しない人

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3) 次の要件に該当する人

| 選考区分 | | 要件 |
|-------------------|-------|------------------------------------|
| 資格 免許職 (行政) | 栄養士 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人で栄養士免許取得(見込み)の人 |
| | 看護師 | 昭和36年4月2日以降に生まれた人で看護師免許取得(見込み)の人 |
| | 歯科衛生士 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人で歯科衛生士免許取得(見込み)の人 |

3 受付方法・期間

(1) 電子申請(インターネットによる申込み)の場合

令和2年7月27日(月)午前9時から8月11日(火)午後5時まで(8月11日(火)午後5時までに受信されたものに限る。)

(2) 郵送による申込みの場合

令和2年7月27日(月)から8月5日(水)まで(8月5日(水)までの消印があるものに限る。)

4 選考の日時・場所、合格発表

| 選考 | 日時(予定) | 場所(予定) | 合格発表 |
|-------|--|--|---|
| 第一次選考 | 令和2年9月27日(日) 集合・着席:午前9時 (午前8時30分から受付) 試験開始:午前9時30分 試験終了 1 看護師:午前10時30分 2 歯科衛生士:正午 3 栄養士:午後3時20分 | 千葉市立蘇我中学校 千葉市中央区白旗1-5-3 又は 千葉市立千葉高等学校 千葉市稲毛区小仲台9-46-1 受験票送付時に試験会場を指定する。 | 令和2年10月7日(水) 人事委員会事務局前に掲示するほか、合格者のみに文書により通知する。 |

| 選考 | 日時 (予定) | 場所 (予定) | 合格発表 | |
|-------|--|--------------------------------------|--------------------|---|
| 第二次選考 | 【栄養士、 歯科衛生士】 論文試験及び 適性検査 【看護師】 適性検査 | 令和2年10月17日(土) | 千葉市総合保健医療 センター | 令和2年11月下旬～ 12月上旬 (予定) 人事委員会事務局前に掲示 するほか、合格者のみに文 書により通知する。 |
| | 面接試験 | 令和2年10月26日(月) ～11月13日(金)のうち 1日 | 千葉中央コミュニティ センター | |

- (注) 1 千葉市職員募集ホームページ (city.chiba.jp/go/boshu) でも、合格者の受験番号を発表日以後1週間掲載する。
2 第二次選考は第一次選考の合格者に対して実施する。

5 選考の方法・配点・内容

| 選考方法 | | 配点 | 選考内容 |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------|---|
| 第一次選考 | 【栄養士、 歯科衛生士】 教養試験 (択一式 150分) | 【栄養士】 80点 【歯科衛生士】 100点 | 公務員として必要な一般教養(社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、短期大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験【50問全問解答】 |
| | 【栄養士】 専門試験 (択一式 120分) | 120点 | 下記の専門的知識について、短期大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験【40問全問解答】 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営 |
| | 【看護師】 論文試験 (記述式 60分) | 100点 | 与えられたテーマについて記述する筆記試験(800字程度) |
| 第二次選考 | 【栄養士、 歯科衛生士】 論文試験 (記述式 60分) | 50点 | 与えられたテーマについて記述する筆記試験(800字程度) |
| | 適性検査 | — | 性格適性及び職務適性等についての検査(面接試験の参考とする。) |
| | 面接試験 | 150点 | 主として人物、性格等についての個別面接による試験(態度、表現力、積極性、協調性、専門性、堅実性、ストレス耐性等) |

- (注) 1 栄養士の第一次選考の合格者は、教養試験と専門試験の結果を総合して決定する。
2 看護師の第一次選考の合格者は、論文試験の結果で決定する。
3 歯科衛生士の第一次選考の合格者は、教養試験の結果で決定する。
4 最終合格者は第二次選考の結果により決定し、第一次選考の成績は反映しない。

6 採用予定年月日

令和3年4月1日(繰上げ採用もあり)

7 合格者名簿の有効期間

合格者名簿の有効期間は1年とする。

8 例題等の公表

第一次選考で行う教養試験、専門試験の例題及び論文試験の過去の課題、また、第二次選考で行う論文試験の過去の課題について、次の方法により公表するものとする。

- (1) 千葉市職員募集ホームページへの掲載
- (2) 市政情報室及び図書館（分館を除く。）での閲覧
- (3) 人事委員会事務局での閲覧

9 選考結果について

この採用選考の結果については、照会することができるものとする。

| 選考区分 | 対象者 | 内容 | | | | | | | | | | 請求期間 | |
|--------------------|---------------|---------|---------|---------|------|------|--------|---------|---------|------|------|------|-------------------------------------|
| | | 第一次選考 | | | | | | 第二次選考 | | | | | |
| | | 教養試験の得点 | 専門試験の得点 | 論文試験の得点 | 総合得点 | 総合順位 | 合格最低点※ | 論文試験の得点 | 面接試験の得点 | 総合得点 | 総合順位 | | 合格最低点※ |
| 資格免許職（行政） 栄養士 | 第一次選考 不合格者 | ○ | ○ | / | ○ | ○ | ○ | — | — | — | — | — | 第一次選考合格発表 日から令和2年12 月28日（月）まで |
| | 第二次選考 受験者 | ○ | ○ | / | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 第二次選考合格発表 日から令和2年12 月28日（月）まで |
| 資格免許職（行政） 看護師 | 第一次選考 不合格者 | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / | — | — | — | — | 第一次選考合格発表 日から令和2年12 月28日（月）まで |
| | 第二次選考 受験者 | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | / | ○ | ○ | ○ | ○ | 第二次選考合格発表 日から令和2年12 月28日（月）まで |
| 資格免許職（行政） 歯科衛生士 | 第一次選考 不合格者 | ○ | / | / | ○ | ○ | ○ | — | — | — | — | — | 第一次選考合格発表 日から令和2年12 月28日（月）まで |
| | 第二次選考 受験者 | ○ | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 第二次選考合格発表 日から令和2年12 月28日（月）まで |

(注) 1 途中で辞退した場合も、既に受験した試験の得点等については情報提供する。

2 ※印の項目は、千葉市職員募集ホームページにも掲載する。